

概要版

沖縄県ひとり親世帯等 実態調査

平成25年度



平成26年3月
沖縄県福祉保健部

目 次

I	調査の概要.....	1
II	調査結果の概要.....	4
1.	世帯数に関する統計整理.....	4
2.	回答者属性（年齢）.....	6
3.	家庭について.....	7
4.	ひとり親（母子・父子）世帯になった時の状況.....	8
5.	面会交流・養育費について.....	10
6.	あなたの仕事について.....	12
7.	生活と住まいについて.....	16
8.	お子さんについて.....	21
9.	福祉制度や行政機関への要望について.....	25

調査結果の読み方

- 「－」は該当数値のないことを示す
- 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してあるため、項目の和が計の数値に合わないことがある
- 複数回答の場合は、構成比（パーセント計算）の和が100.0をこえるものがある
- 統計表において N= のイコール (=) のあとの数値はサンプル数を表す
- 見出し部分において、SA と記載がある項目は選択肢の中から1つだけを選ぶタイプの質問の結果であり、MA と記載のある項目は、選択肢の中から複数を選ぶことができるタイプの質問の結果である

I 調査の概要

調査の目的

県内の母子世帯および父子世帯ならびに寡婦の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の対象および調査数

日本国籍を有し、平成 25 年 8 月 1 日現在、県内の居住する母子世帯および父子世帯ならびに寡婦を調査の対象とする。

調査数は、母子世帯 2,239 世帯、父子世帯 542 世帯、寡婦世帯 526 世帯、総数 3,307 世帯である。

調査事項

「沖縄県ひとり親世帯等実態調査票」（以下「調査票」という。）に係る事項とした。

- (1) 家族の状況
- (2) 仕事の状況
- (3) 生活・住宅の状況
- (4) 健康の状況
- (5) 子育ての状況
- (6) 福祉制度およびサービス等の周知・利用状況
- (7) 国、県および市町村等への行政機関への要望
- (8) その他

調査の方法

- 調査方法は郵送法によった。
- 市町村は住民基本台帳ならびにこれに変わる資料により、平成 25 年 8 月 1 日現在の母子世帯および父子世帯ならびに寡婦世帯の名簿を無作為抽出により作成し、県に提出した。
- 県は、市町村からの名簿に基づき作成した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査対象世帯名簿」を事業受託者である株式会社海邦総研に提供した。

調査日時および調査期間

調査は郵送法で実施した。平成 25 年 11 月 1 日を基準日とし、調査期間は平成 25 年 11 月 7 日に発送し、締切は 11 月 25 日（当日消印有効）とした。

調査票の回収率および集計・分析

調査票の回収率は以下のとおりであった。調査票の集計および結果の分析は事業受託者である株式会社海邦総研が行い、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ごとの考察を琉球大学法文学部准教授の本村真氏が行った。

図表 1-1 調査票配布世帯数および回収数（世帯数・平成 25 年 8 月 1 日現在）

調査年度	世帯総数 A（調査対象世帯数）	調査票配布数 B（世帯）	宛先不明数 C（世帯）	有効配布数 D（世帯）	回収数 E（世帯）	回収率 E/D（%）
世帯総数	41,623	3,307	19	3,288	1,025	31.17
母子世帯	29,894	2,239	11	2,228	757	33.98
父子世帯	4,912	542	3	539	143	26.53
寡婦世帯	6,817	526	5	521	125	23.99

※世帯総数については、「沖縄県の推計人口」の平成 25 年 8 月 1 日現在の「市町村別人口総数及び世帯数」より転載

※本調査において世帯累計（母子・父子・寡婦）別の世帯数 A は「調査対象世帯等の定義」により、市町村が作成した名簿を集計したものであり、市町村が既存の資料（住民基本台帳等）を利用した結果の推計である

※上述したように、本調査における世帯類型別の世帯数は推計であるが、特に寡婦世帯数については、住民基本台帳等既存の資料によっては「40 歳以上 70 歳未満の配偶者のいない女子」でかつ「寡婦控除を受けている者」等を抽出できるのみであり、その者がかつて児童を扶養していたかどうかまでを把握するのは困難であった。よって、特に寡婦世帯については、沖縄県における当該世帯数の実数との差異があることが推察される

※宛先不明数とは宛先不明として返送されてきた値である

調査の実施機関等

調査の実施主体は沖縄県とし、株式会社海邦総研に委託して実施した。また、実施にあたっては県内市町村の協力を得て行った。

調査対象世帯等の定義

(1) 母子世帯

「母子世帯」とは、配偶者のない女子と 20 歳未満の子どもがいる世帯。他に同居者がいても、この条件を満たせば母子世帯とする。

配偶者のない女子とは、次の通り。

- ① 配偶者と死別又は離別したもので、現に婚姻をしていない者
- ② 配偶者の生死が明らかでない者
- ③ 配偶者から 1 年以上遺棄されている者
- ④ 配偶者が心身の障がいにより、1 年以上にわたって労働能力を失っている者
- ⑤ 配偶者が法令により 1 年以上拘禁されている者
- ⑥ 婚姻によらないで母となった者で、現に婚姻をしていない者

ただし、婚姻していなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係）にある方がいる場合は母子世帯

とはしない。

また、単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学等により、配偶者と一時的に別居している場合も母子世帯とはしない。

(2) 父子世帯

「父子世帯」とは、配偶者のない男子と20歳未満の子どもがいる世帯。他に同居者がいても、この条件を満たせば父子世帯とする。

- ・ 配偶者のない男子とは、配偶者のない女子の説明に準じる。
- ・ 他の要件についても、母子世帯に準じて解釈する。

(3) 寡婦世帯

「寡婦世帯」とは、配偶者のない女子と20歳以上の子どもからなる世帯、または40歳以上70歳未満の配偶者のない女子で子どものない世帯。他に同居者がいても、この条件を満たせば寡婦世帯とする。

- ・ 配偶者のない女子とは、母子世帯の説明に準ずる。
- ・ 他の要件についても、母子世帯に準じて解釈する。
- ・ なお、20歳未満の子どもがいる場合、「寡婦世帯」ではなく「母子世帯」となる。

II 調査結果の概要

1. 世帯数に関する統計整理

(1) ひとり親世帯の出現率

平成 25 年 8 月 1 日現在、沖縄県の母子世帯は 29,894 世帯、父子世帯は 4,912 世帯、寡婦世帯は 6,817 世帯と推計され、県内の世帯総数 547,288 世帯に占める割合（出現率）はそれぞれ 5.46%、0.90%、1.25%となっている。

図表 2-1 ひとり親世帯の出現率

	平成10年度		平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
世帯総数 A	429,799	-	474,797	-	516,727	-	547,288	-
市部 B	298,263	-	346,215	-	406,453	-	430,068	-
町村部 C	131,536	-	128,582	-	110,274	-	117,220	-
母子世帯 a (出現率 a/A)	20,262	4.71	25,604	5.39	26,846	5.20	29,894	5.46
市部 b (出現率 b/B)	15,392	5.16	20,313	5.87	21,431	5.27	24,004	5.58
町村部 c (出現率 c/C)	4,870	3.70	5,291	4.11	5,415	4.91	5,890	5.02
父子世帯 a' (出現率 a'/A)	4,069	0.95	4,265	0.90	4,508	0.87	4,912	0.90
市部 b' (出現率 b'/B)	2,950	0.99	3,182	0.92	3,387	0.83	3,812	0.89
町村部 c' (出現率 c'/C)	1,119	0.85	1,083	0.84	1,121	1.02	1,100	0.94
寡婦世帯 a'' (出現率 a''/A)	5,867	1.37	16,160	3.40	6,194	1.20	6,817	1.25
市部 b'' (出現率 b''/B)	2,560	0.86	13,918	4.02	4,957	1.22	4,738	1.10
町村部 c'' (出現率 c''/C)	3,307	2.51	2,242	1.74	1,237	1.12	2,079	1.77

※平成 20 年より以前の値については沖縄県福祉保健部『沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書』（平成 21 年 3 月 31 日）より転載

※平成 25 年の値については今回の調査を基に算出。世帯数については「沖縄県の推計人口」の平成 25 年 8 月 1 日現在の「市町村別人口総数及び世帯数」より

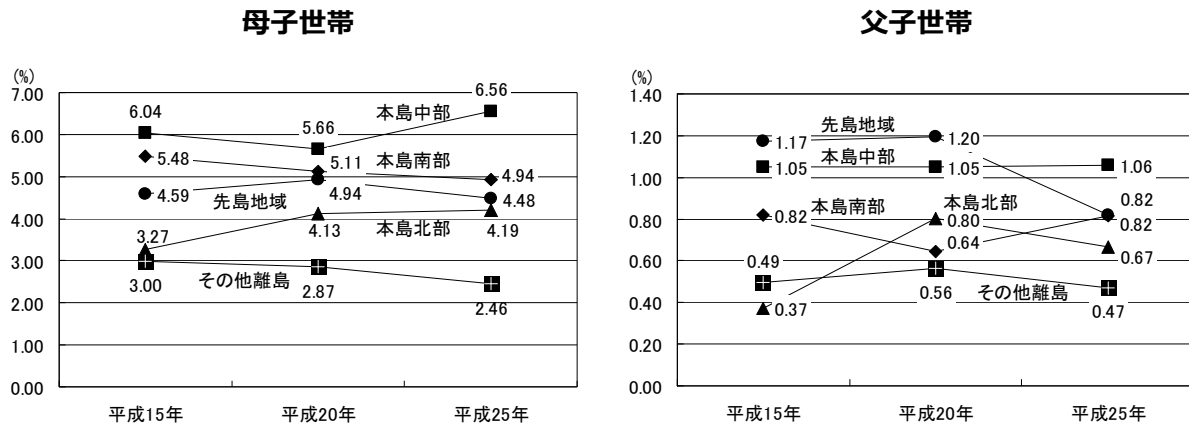
※出現率は、市部・町村別の世帯について、世帯総数を 100 とした場合の、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の割合である

(2) ひとり親世帯の地域別の出現率

母子世帯は本島中部が6.56%で最も高く、次いで本島南部、先島地域となっている。本島中部と本島北部で増加傾向である。

父子世帯も本島中部が1.06%で最も高く、次いで先島地域、本島南部となっている。本島中部と本島南部で増加傾向である。

図表 2-2 ひとり親世帯の地域別の出現率の推移



(3) 世帯数の推移

世帯数でみると、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに増加傾向である。(ただし、寡婦世帯の平成15年度の値は除く)

出現率でみると、母子世帯は増加傾向である。父子世帯と寡婦世帯は、おおむね横ばい傾向である。

図表 2-3 ひとり親世帯数及び出現率の推移

調査年度		世帯総数	母子世帯		父子世帯		寡婦世帯	
			世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
昭和51	1976	279,469	9,384	3.36	-	-	-	-
昭和56	1981	306,938	13,008	4.24	-	-	-	-
昭和60	1985	339,255	-	-	3,180	0.94	-	-
昭和61	1986	354,565	15,454	4.36	-	-	-	-
平成5	1993	403,350	20,798	5.16	3,919	0.97	-	-
平成10	1998	429,799	20,262	4.71	4,069	0.95	5,867	1.37
平成15	2003	474,797	25,604	5.39	4,265	0.90	16,160	3.40
平成20	2008	516,727	26,846	5.20	4,508	0.87	6,194	1.20
平成25	2013	547,288	29,894	5.46	4,912	0.90	6,817	1.25

※平成20年より以前の値については沖縄県福祉保健部『沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書』(平成21年3月31日)より転載

※平成25年の値については今回の調査を基に算出

※世帯数については「沖縄県の推計人口」の平成25年8月1日現在の「市町村別人口総数及び世帯数」より

2. 回答者属性（年齢）

母子世帯での母親の年齢は35～39歳（21.1%）、40～44歳（23.1%）がそれぞれ2割以上を占めている。父子世帯では、35～39歳（21.0%）、40～44歳（21.0%）、45～49歳（20.3%）がそれぞれ2割以上となっている。寡婦世帯は50～54歳（24.0%）、55～59歳（24.8%）がそれぞれ2割を超えている。

(%)

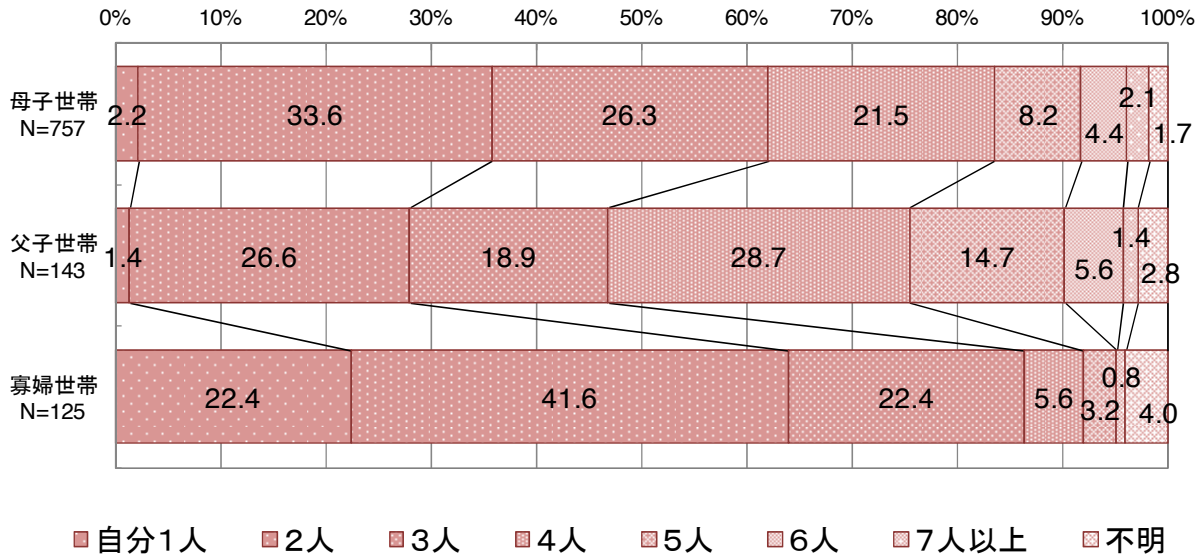
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明
母子世帯 N=757	0.3	1.7	5.2	14.5	21.1	23.1	17.8	9.6	4.4	0.7	0.8	0.8
父子世帯 N=143	0.7	0.7	2.1	9.8	21.0	21.0	20.3	14.0	7.0	2.1	1.4	0.0
寡婦世帯 N=125	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.6	12.0	24.0	24.8	16.8	18.4	0.8

3. 家庭について

(1) 一緒に生活している家族の人数 (SA)

母子世帯では「2人」が33.6%、父子世帯では「4人」が28.7%、寡婦世帯では「3人」が41.6%で、それぞれ最も多くなっている。

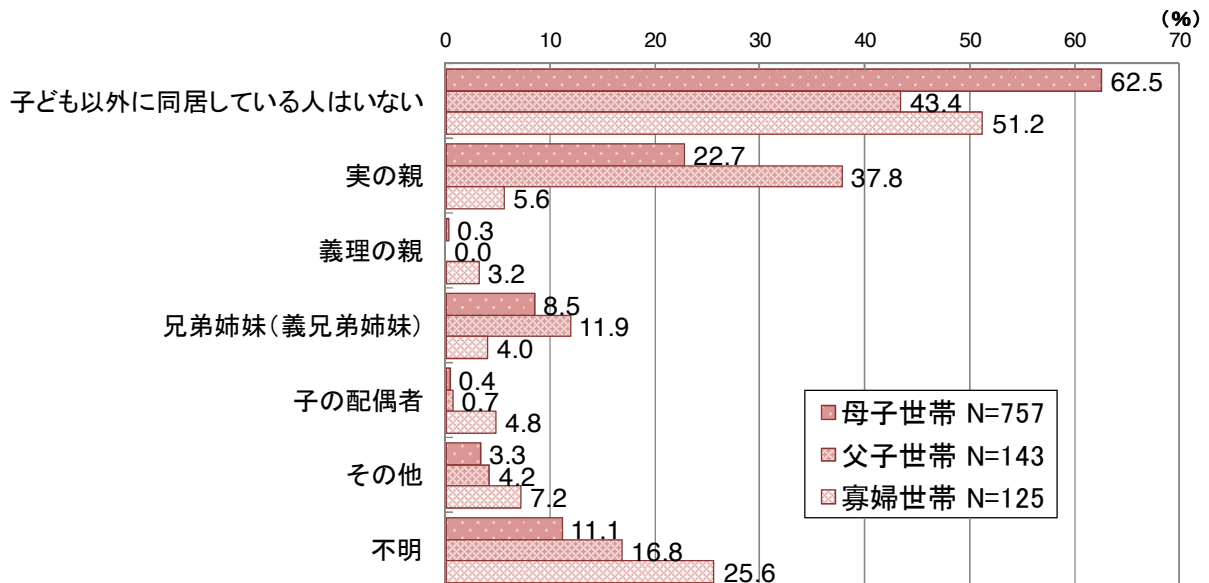
母子世帯に比べて父子世帯の方が、全体に家族の人数が多い傾向がみられる。



(2) 子ども以外の同居人 (MA)

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに、「子ども以外に同居している人はいない」が4割以上で最も多く、特に母子世帯が62.5%となっている。父子世帯は、母子世帯、寡婦世帯に比べて「実の親」が特に多くなっている。

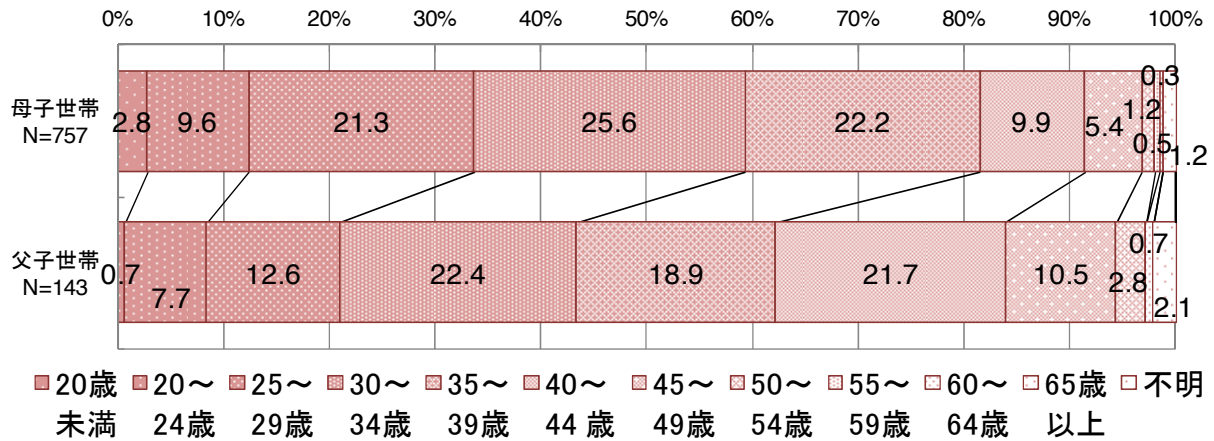
こうしたことから、母子世帯がより少ない家族構成で生活している傾向がみられる。



4. ひとり親（母子・父子）世帯になった時の状況

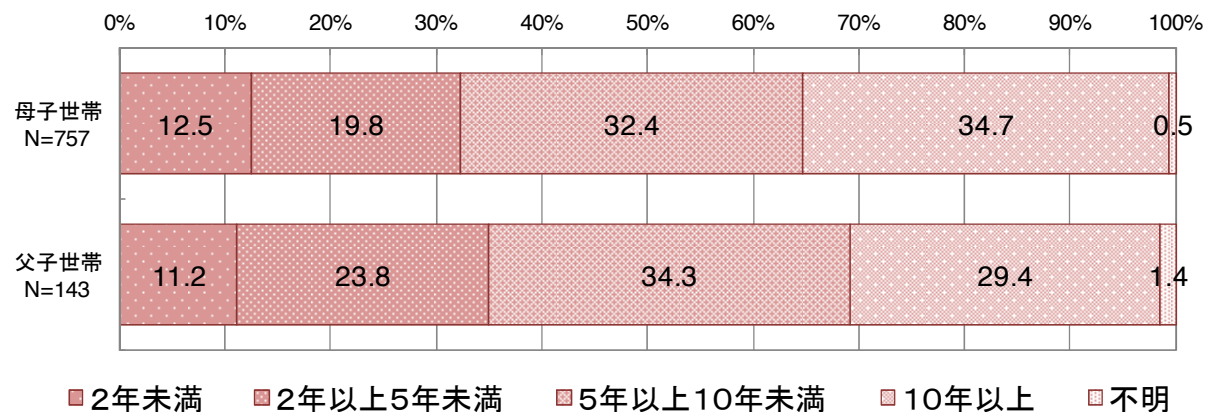
(1) ひとり親(母子・父子)世帯になったときの年齢（SA）

母子世帯、父子世帯ともに「30～34歳」が25.6%、22.4%で最も多くなっている。
父子世帯の方が母子世帯に比べて、高い年齢でひとり親世帯になる傾向がみられる。



(2) ひとり親(母子・父子)世帯になってからの期間（SA）

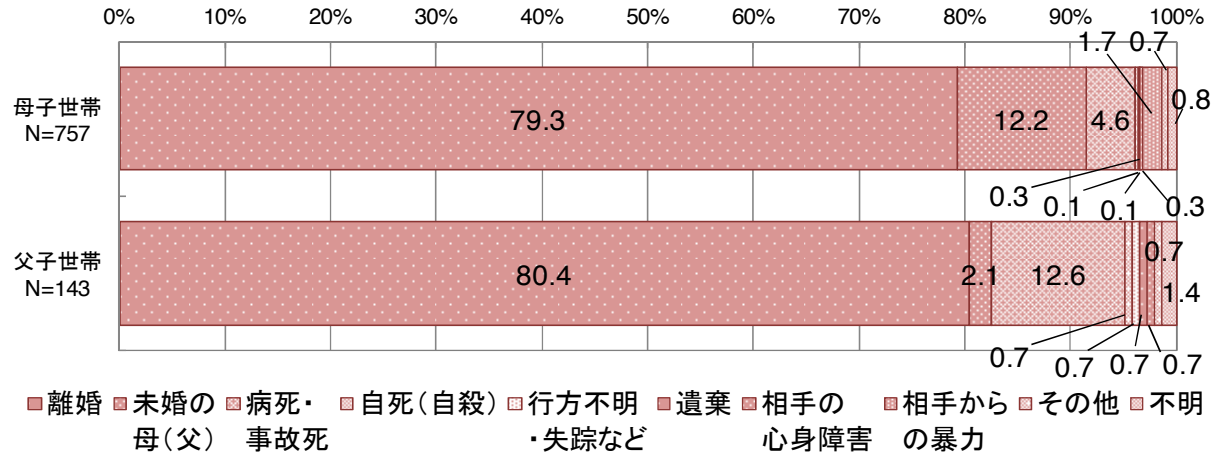
母子世帯は「10年以上」が34.7%で最も多いのに対し、父子世帯は「5年以上10年未満」が34.3%で最も多くなっている。全体的には似たような傾向を示している。



(3) ひとり親世帯になった理由 (SA)

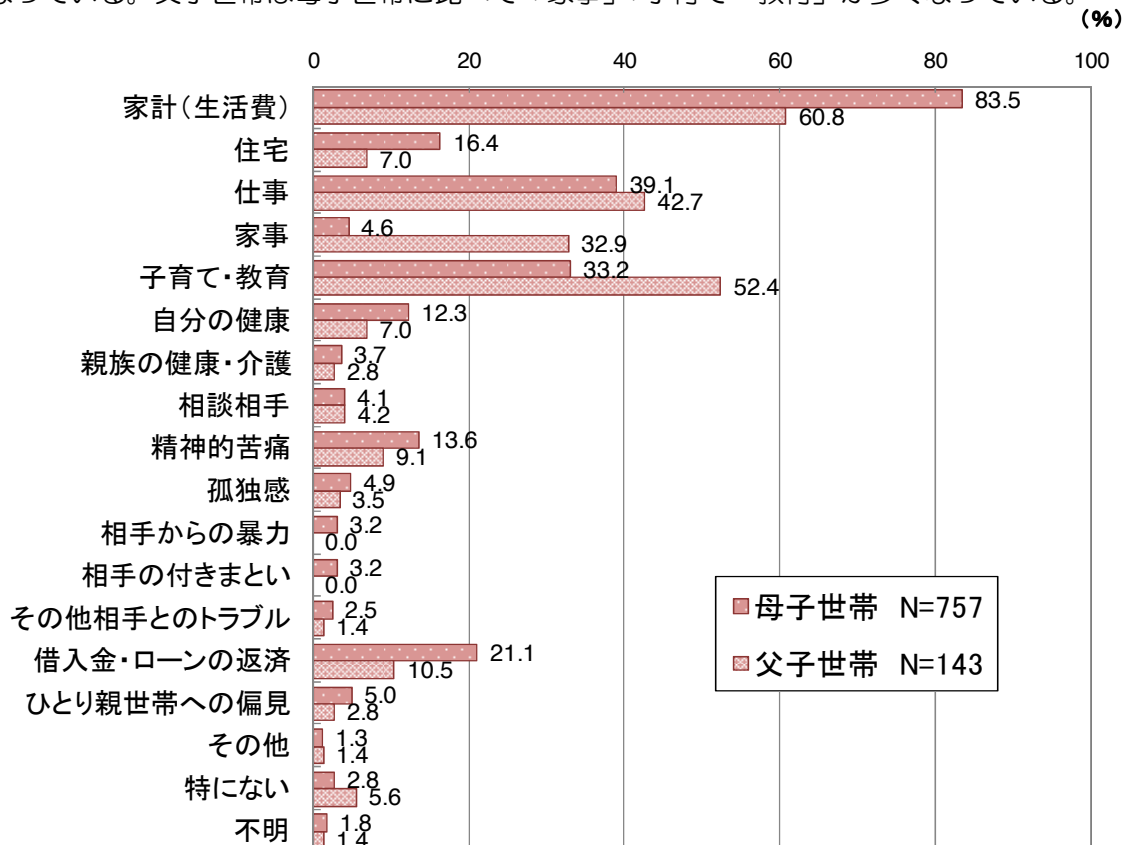
母子世帯、父子世帯ともに「離婚」が79.3%、80.4%で最も多いが、母子世帯は父子世帯に比べて「未婚の母」が、父子世帯は母子世帯に比べて「病死・事故死」が多くなっている。

これらは、父子世帯に比べて母子世帯が低年齢の子を持つ理由の一つと考えられる。



(4) ひとり親世帯になった直後に特に困ったこと (MA)

母子世帯、父子世帯ともに「家計(生活費)」が6割を超えて最も多く、特に母子世帯は83.5%となっている。父子世帯は母子世帯に比べて「家事」「子育て・教育」が多くなっている。

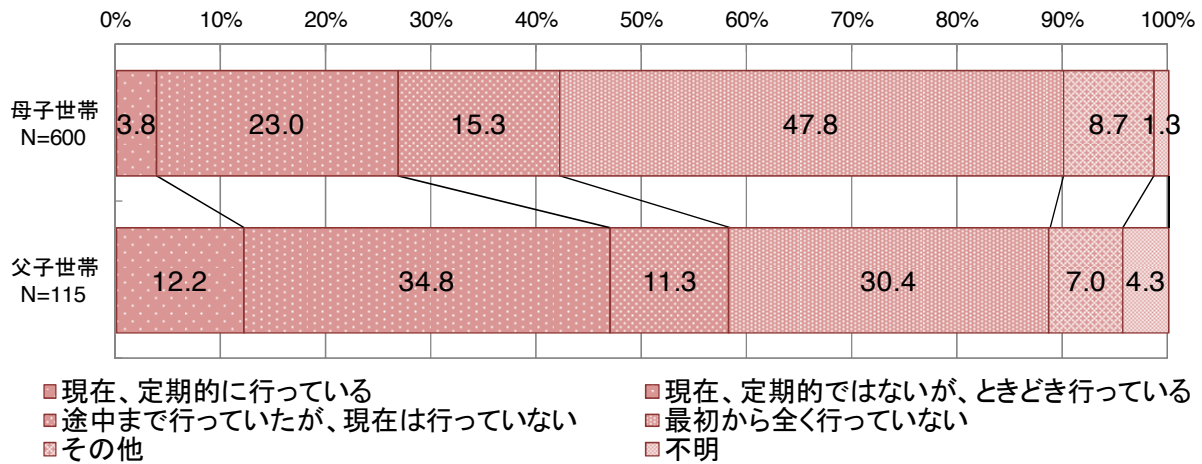


5. 面会交流・養育費について

(1) 離別した相手と子どもとの面会交流の有無 (SA)

4.(3)で「離婚」と回答した人のみ

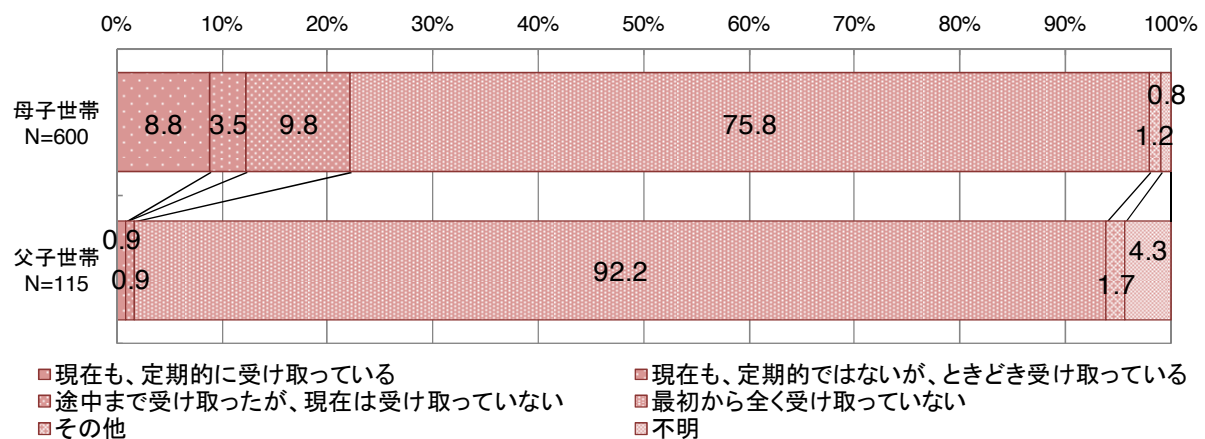
母子世帯では「最初から全く行っていない」が47.8%、父子世帯では「現在、定期的ではないが、ときどき行っている」が34.8%で最も多くなっている。



(2) 養育費の受け取りの有無 (SA)

4.(3)で「離婚」と回答した人のみ

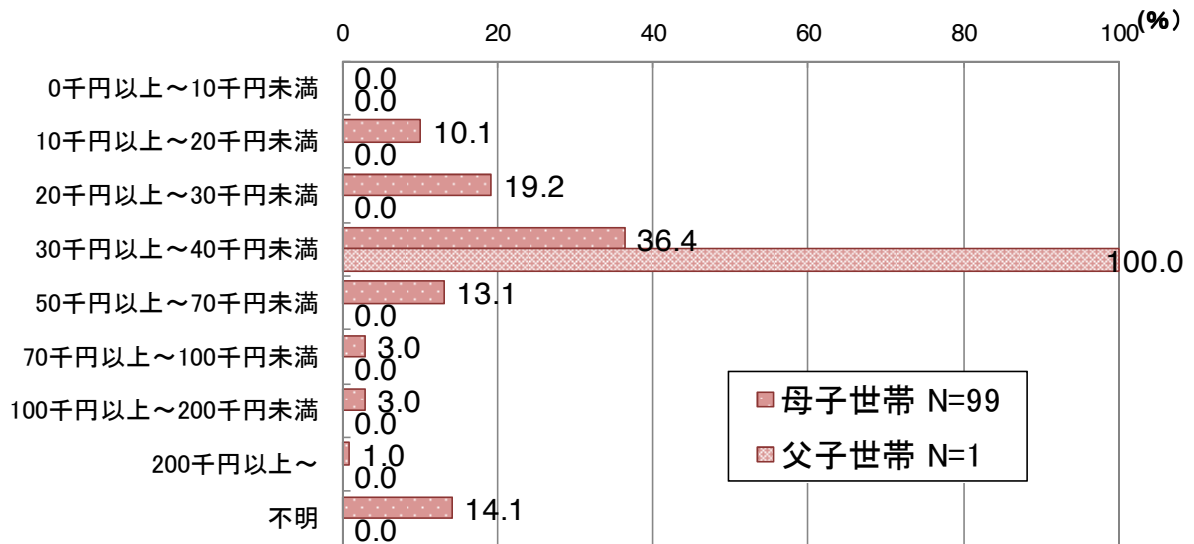
母子世帯、父子世帯ともに、「最初から全く受け取っていない」が7割を超えて最も多く、特に父子世帯では92.2%となっている。



養育費の月額

「養育費の月額が決まっている」と回答した人のみ

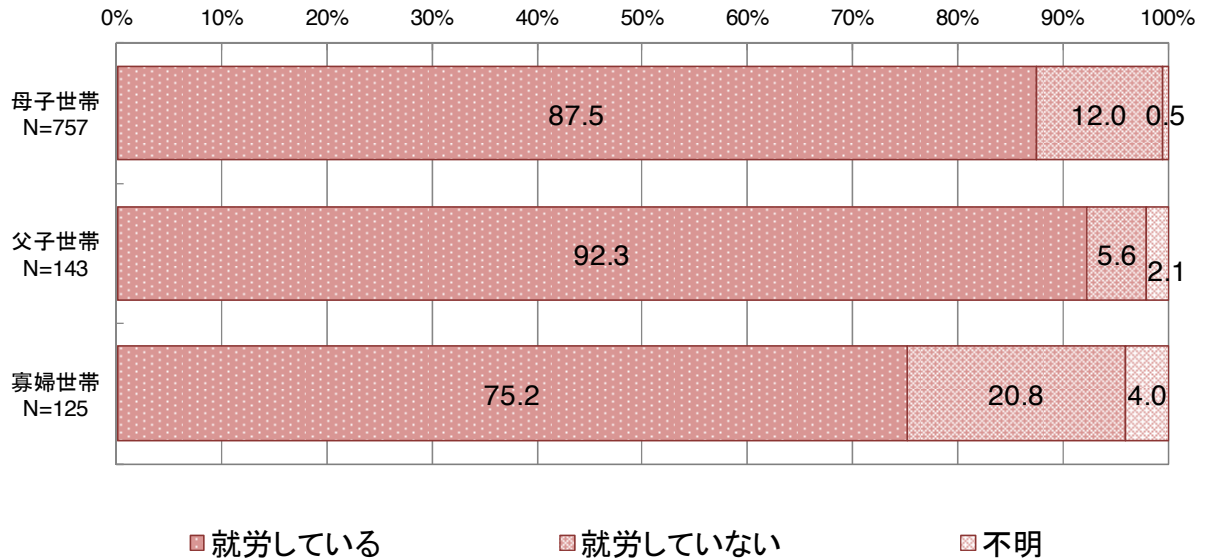
母子世帯では、「30 千円～40 千円未満」が 36.4%で最も多く、次いで「20 千円以上～30 千円未満」が 19.2%となっている。



6. あなたの仕事について

(1) 現在の就労状況 (SA)

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに「就労している」が7割以上で最も多く、特に父子世帯では92.3%となっている。

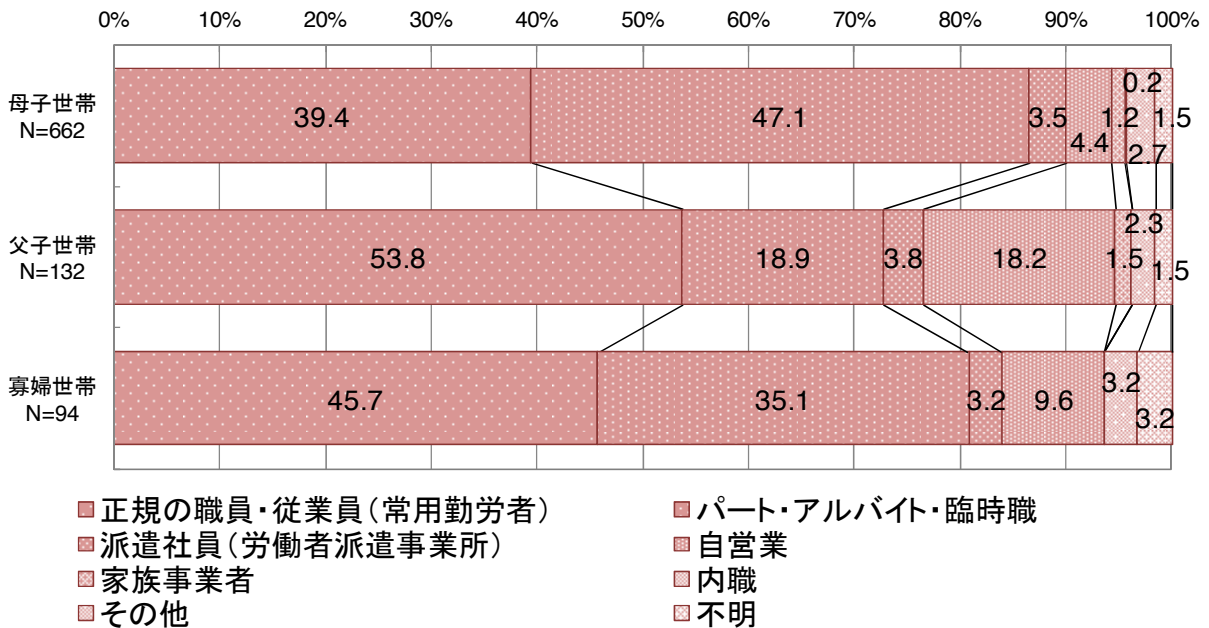


(2) 就労形態 (SA)

(1)で「就労している」と回答した人のみ

母子世帯では「パート・アルバイト・臨時職」が47.1%、父子世帯、寡婦世帯では「正規の職員・従業員（常用勤労者）」が53.8%、45.7%で最も多くなっている。

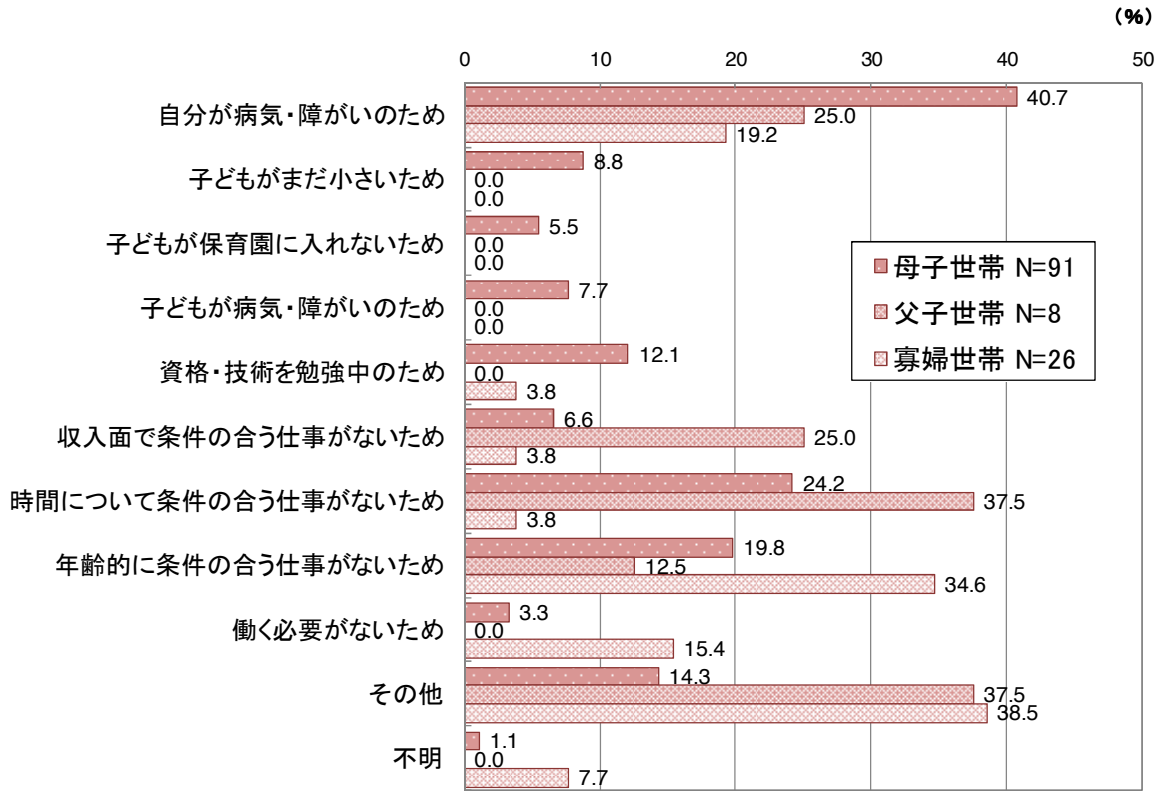
父子世帯は、母子世帯、寡婦世帯に比べて「自営業」が多く、「パート・アルバイト・臨時職」が少なくなっている。



(3) 現在就労していない理由 (MA)

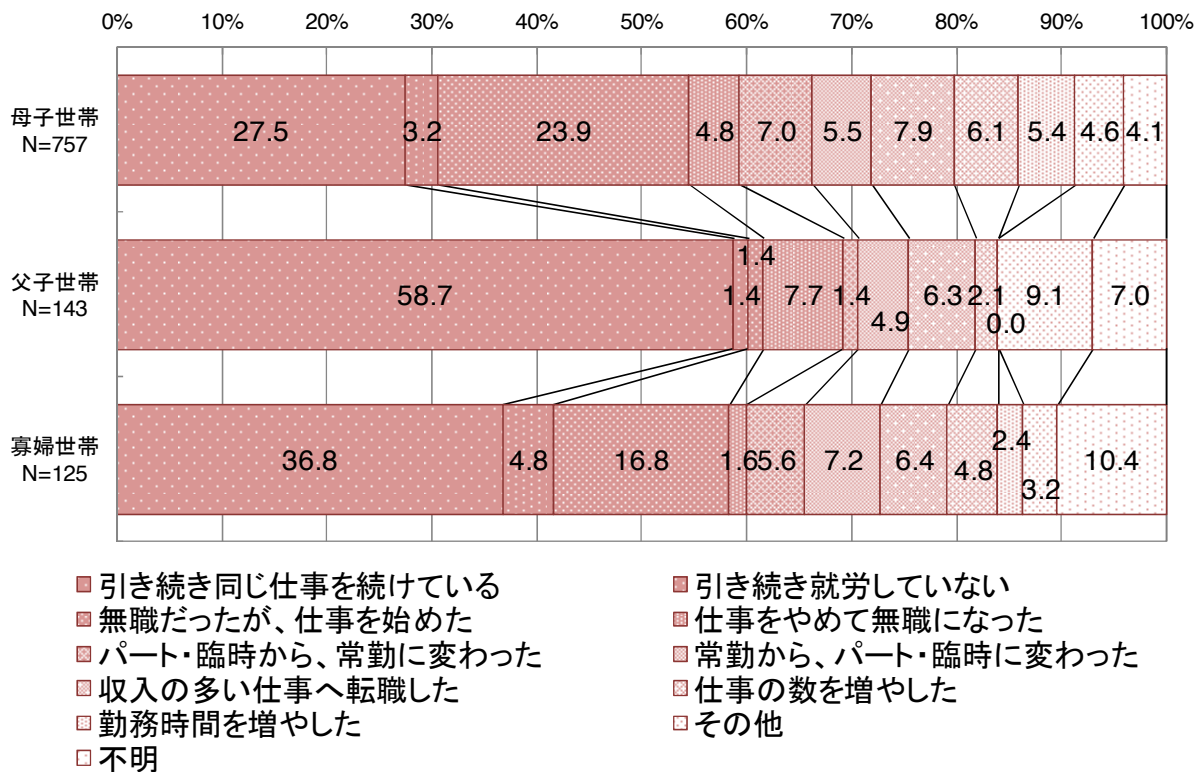
(1)で「就労していない」と回答した人のみ

母子世帯では「自分が病気・障がいのため」が40.7%、父子世帯では「時間について条件の合う仕事がないため」が37.5%、寡婦世帯では「年齢的に条件の合う仕事がないため」が34.6%で最も多くなっている。



(4) ひとり親になった前後の仕事や働き方の変化の有無 (SA)

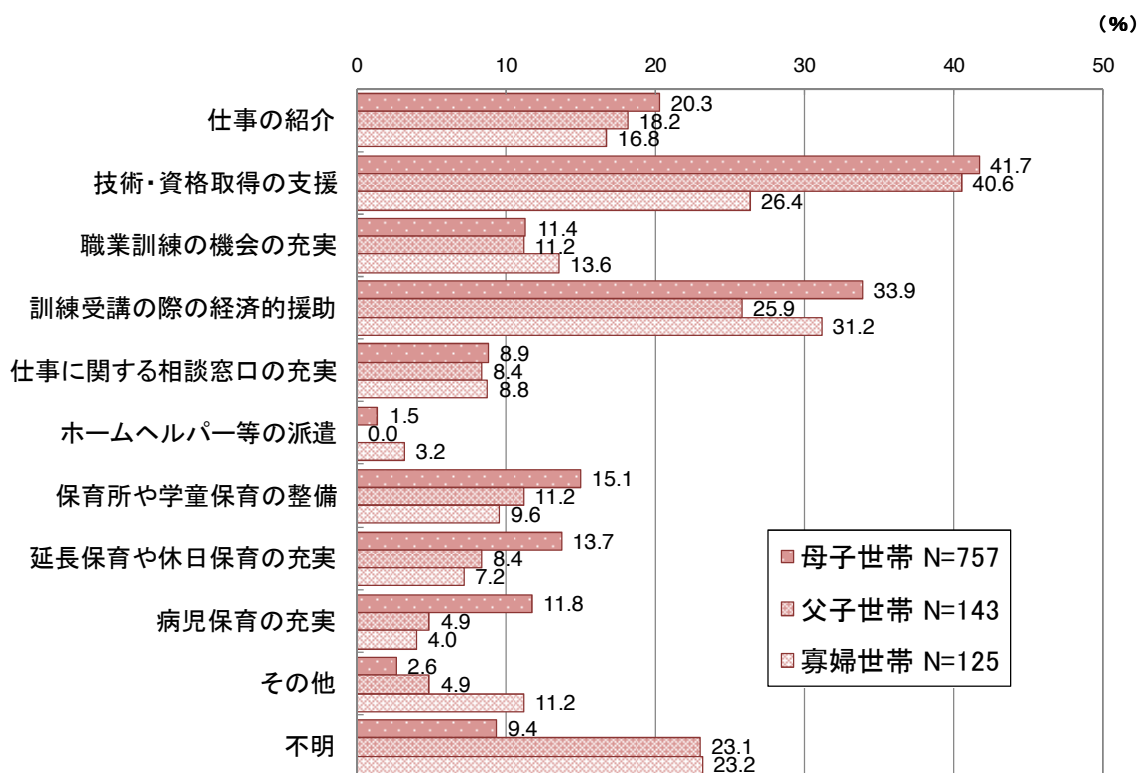
母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに「引き続き同じ仕事をしている」が最も多くなっているが、母子世帯は27.5%とその中でも少なく、代わりに「無職だったが、仕事を始めた」が23.9%と多くなっており、母子世帯はひとり親になる前後で仕事や働き方の変化が大きい傾向がみられる。



(5) 仕事に関する支援で特に望むもの (MA)

母子世帯、父子世帯では「技術・資格取得の支援」が41.7%、40.6%、寡婦世帯では「訓練受講の際の経済的援助」が31.2%で最も多くなっている。

母子世帯では、父子世帯や寡婦世帯に比べて「保育所や学童保育の整備」「延長保育や休日保育の充実」「病児保育の充実」など、保育に関する項目が多くなっている。

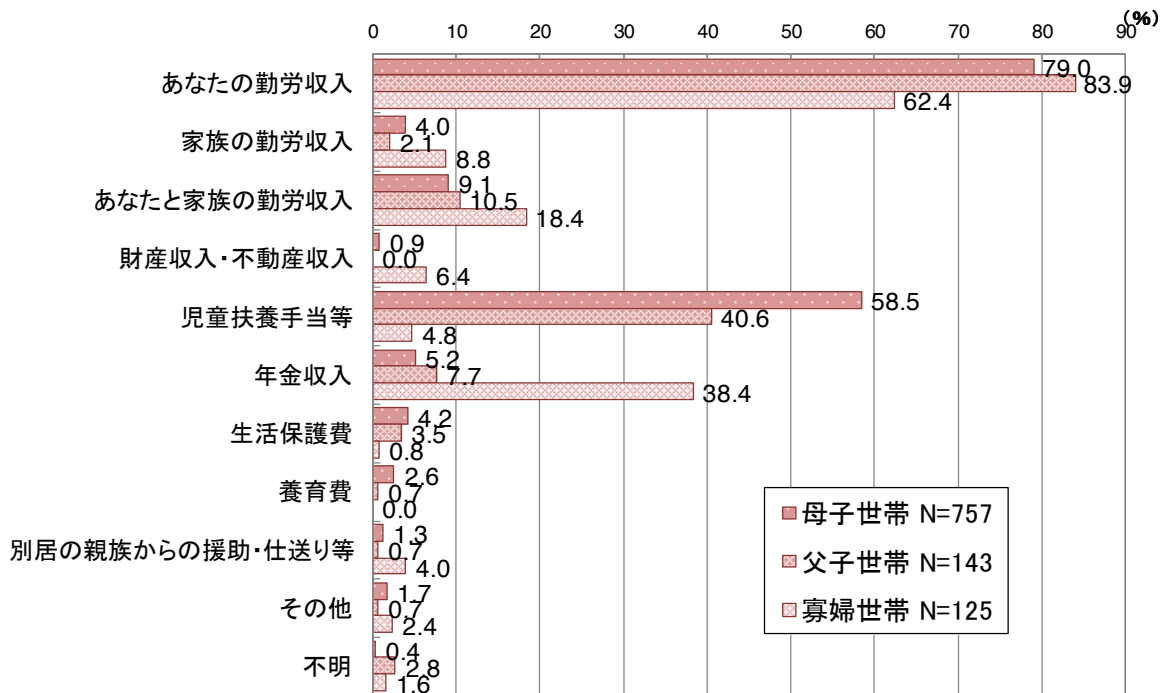


7. 生活と住まいについて

(1) 世帯の主な収入 (MA)

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯はともに「あなたの勤労収入」がそれぞれ6割以上で最も多く、特に父子世帯では83.9%となっている。

母子世帯、父子世帯では、次いで「児童扶養手当等」がそれぞれ58.5%、40.6%となっている。また、「家族の勤労収入」「あなたと家族の勤労収入」はともに約1割以下となっており、母子世帯、父子世帯では、勤労収入と児童扶養手当等が家計の柱となっている。

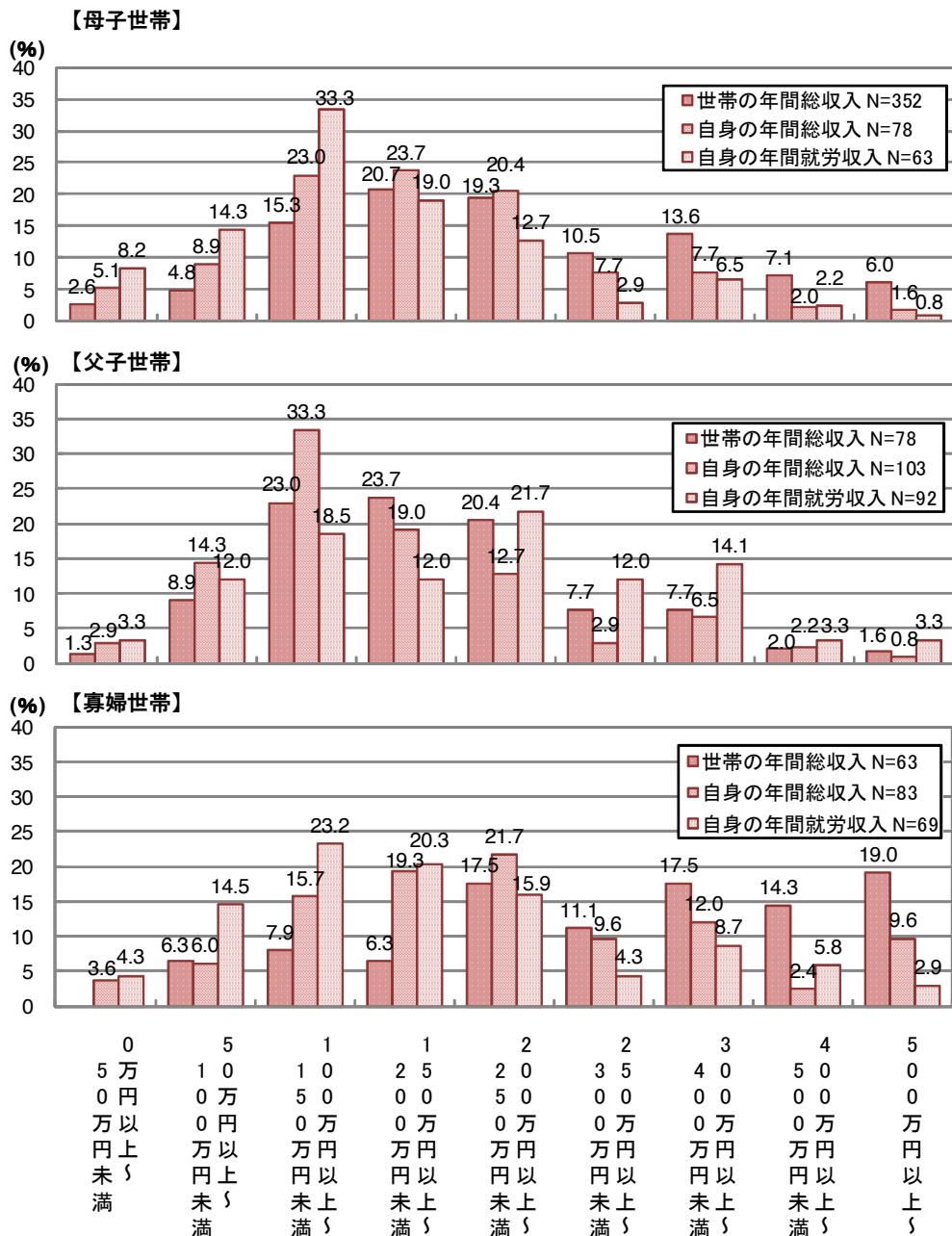


(2) 世帯の年間総収入・自身の年間総収入

母子世帯は、自身の年間就労収入では200万円未満の中に約7割の世帯が入っているが、世帯の年間総収入では全体に増加しており、家族の収入や各種手当等に支えられていることが分かる。

父子世帯は、自身の年間総収入は、50万円以上～400万円未満の中に約9割の世帯が入っており、収入の金額幅が広がっている。

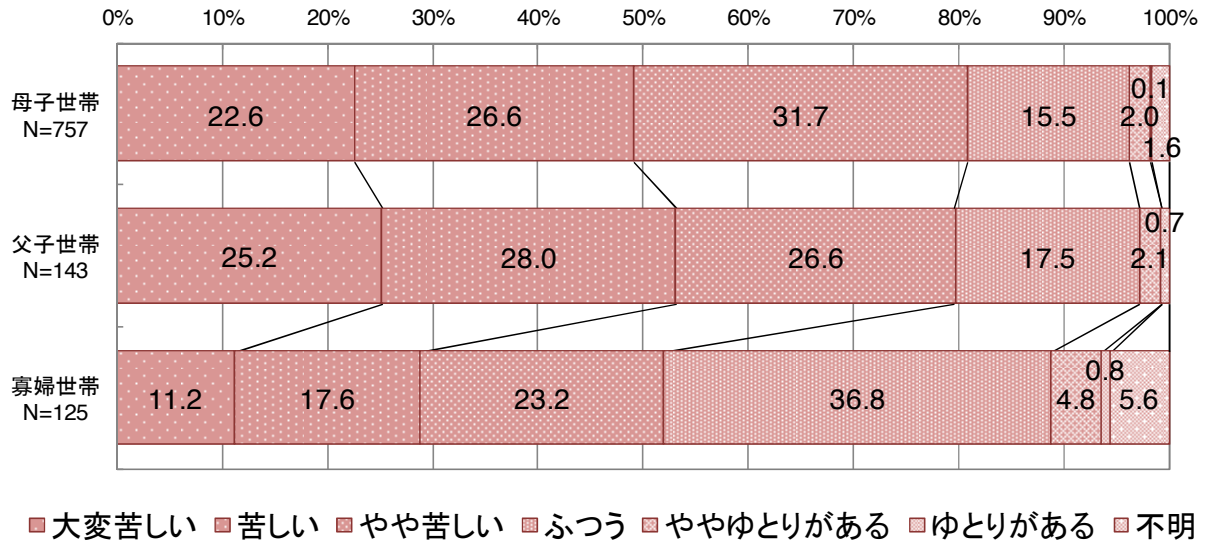
寡婦世帯では、自身の年間就労収入では200万円未満が約6割を占めているものの、世帯の年間総収入でみると「500万円以上」の回答が19.0%を占めているなど、世帯としては一定の収入が得られている傾向がみられる。



※ここでは「不明」の回答は除いて集計した。

(3) 現在の暮らしについて (SA)

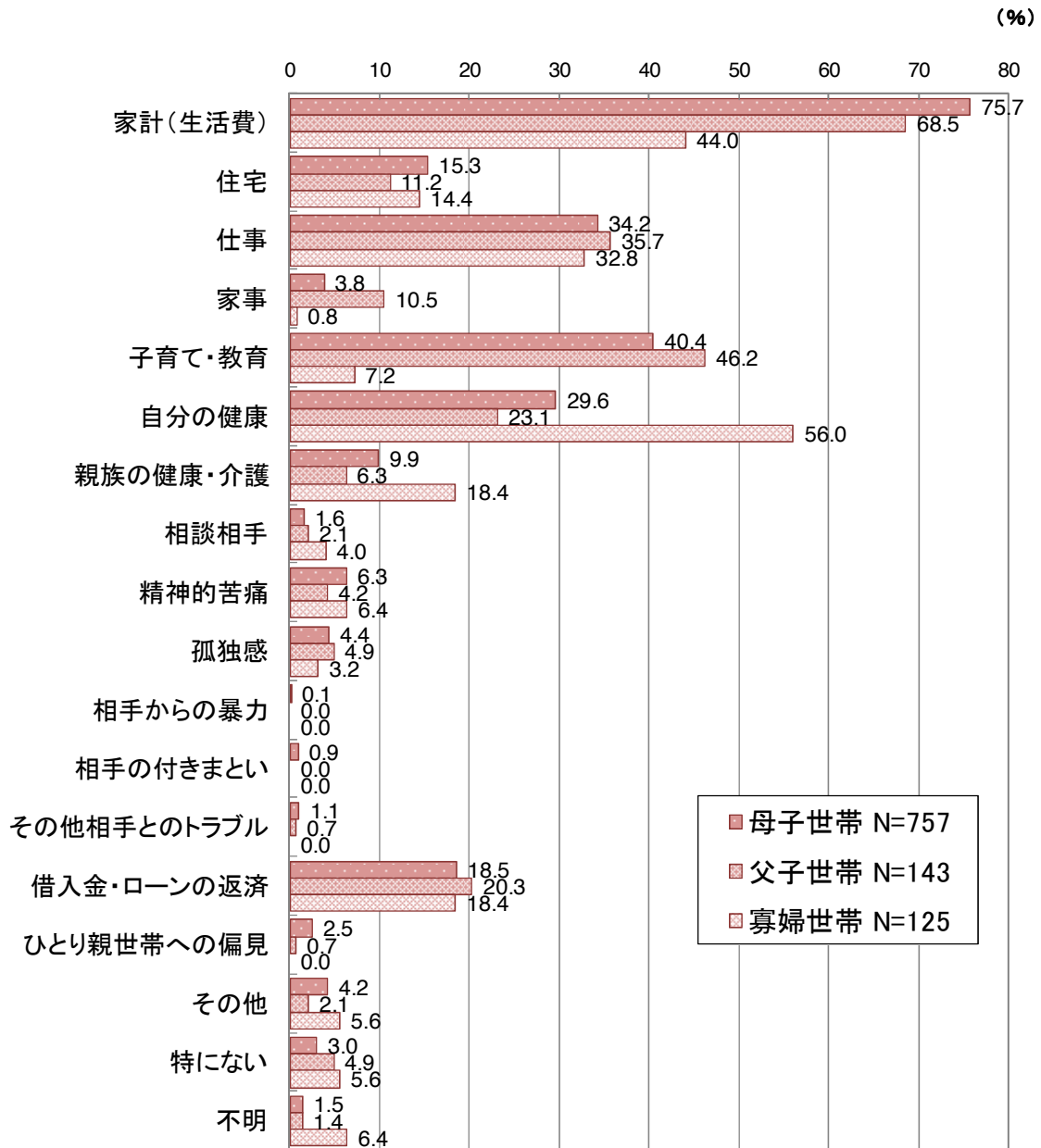
「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を足した値で見ると、母子世帯、父子世帯は約8割、寡婦世帯は約5割となっている。



(4) 現在、特に不安や悩みを感じていること (MA)

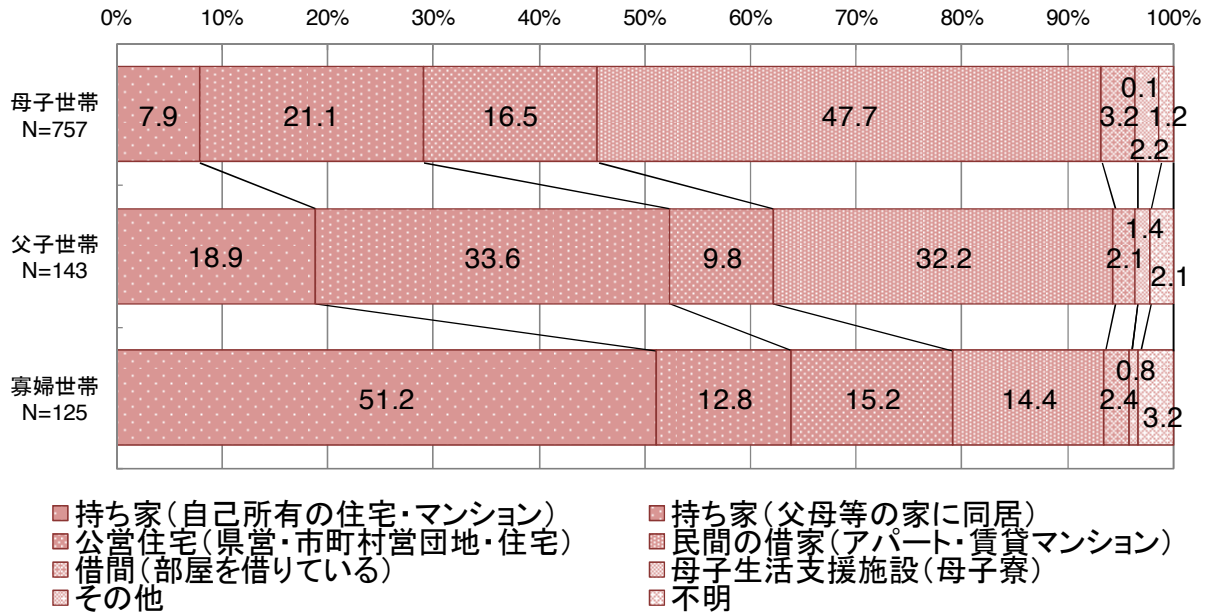
母子世帯、父子世帯はともに「家計(生活費)」が75.7%、68.5%で最も多く、次いで「子育て・教育」が40.4%、46.2%となっている。

寡婦世帯は「自分の健康」が56.0%で最も多く、次いで「家計(生活費)」が44.0%となっている。



(5) 現在の住まい (SA)

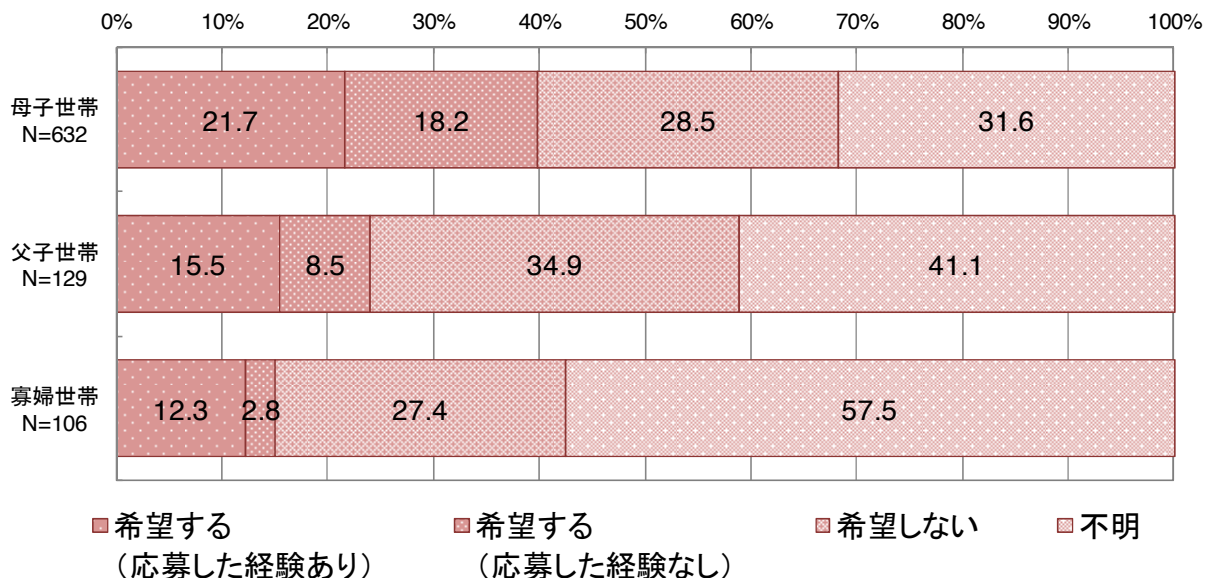
母子世帯は「民間の借家」が47.7%、父子世帯は「持ち家(父母等の家に同居)」が33.6%、
 寡婦世帯は「持ち家(自己所有の住宅・マンション)」が51.2%で最も多くなっている。



(6) 公営住宅への入居の意向 (SA)

(5)で「公営住宅」を回答していない人のみ

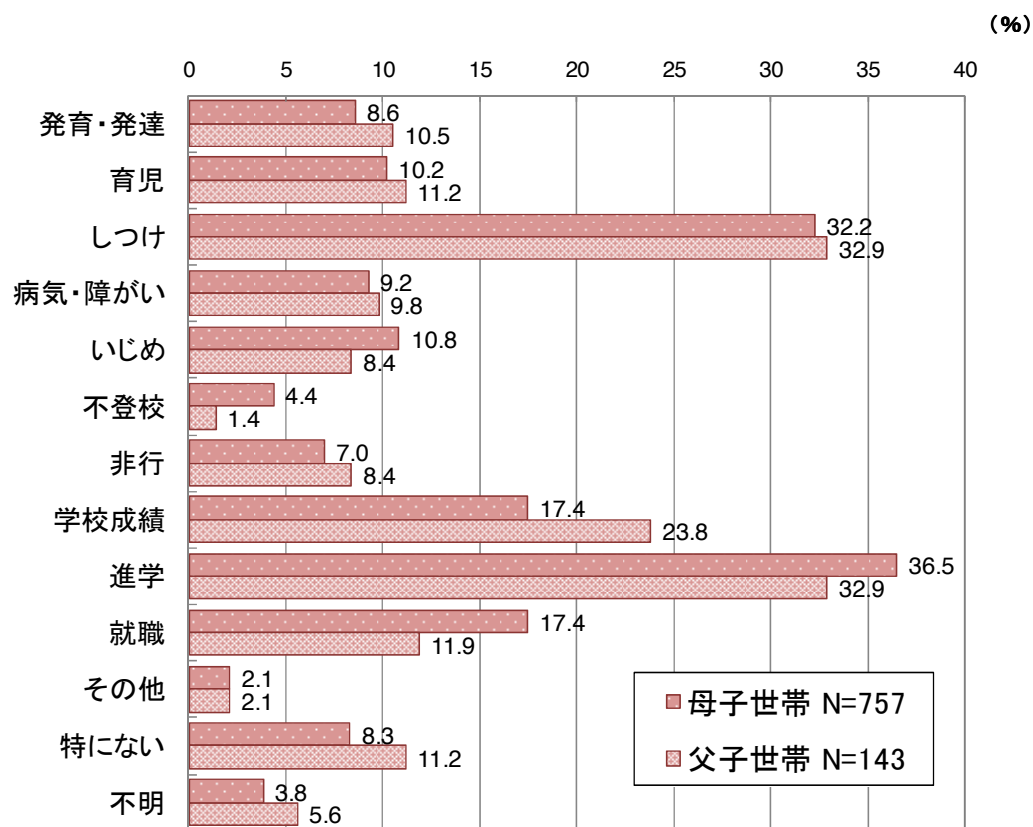
「希望する(応募した経験あり)」と「希望する(応募した経験なし)」を足した値でみると、
 母子世帯は39.9%、父子世帯は24.0%、寡婦世帯は15.1%となっている。



8. お子さんについて

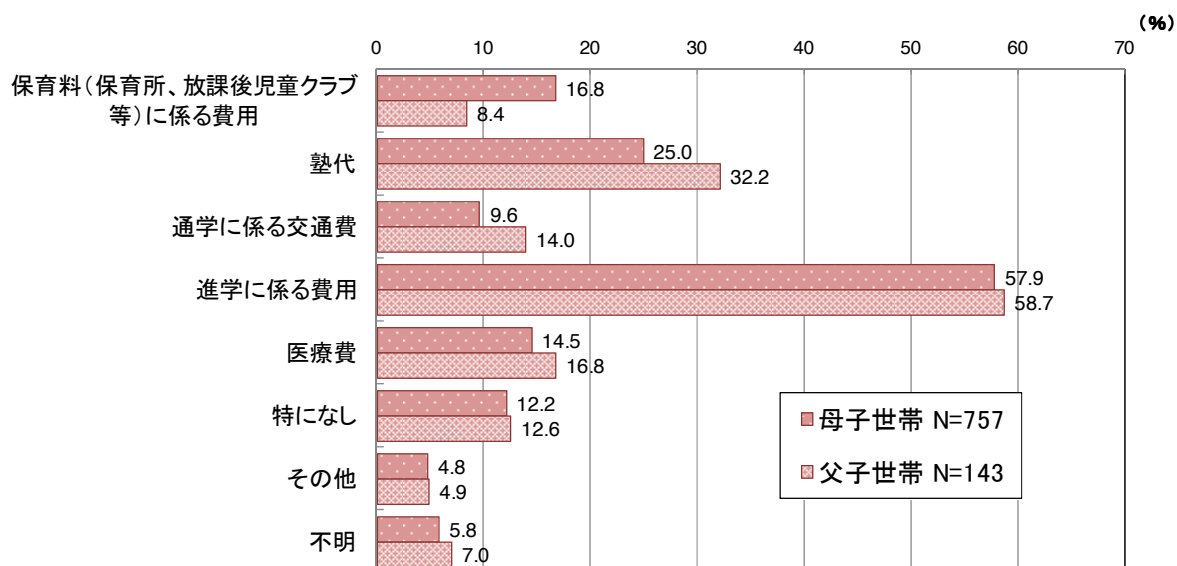
(1) 子育てについての悩み、不安 (MA)

母子世帯、父子世帯ともに「進学」と「しつけ」が上位2つになっており、母子世帯ではそれぞれ 36.5%、32.2%、父子世帯ではともに 32.9%となっている。



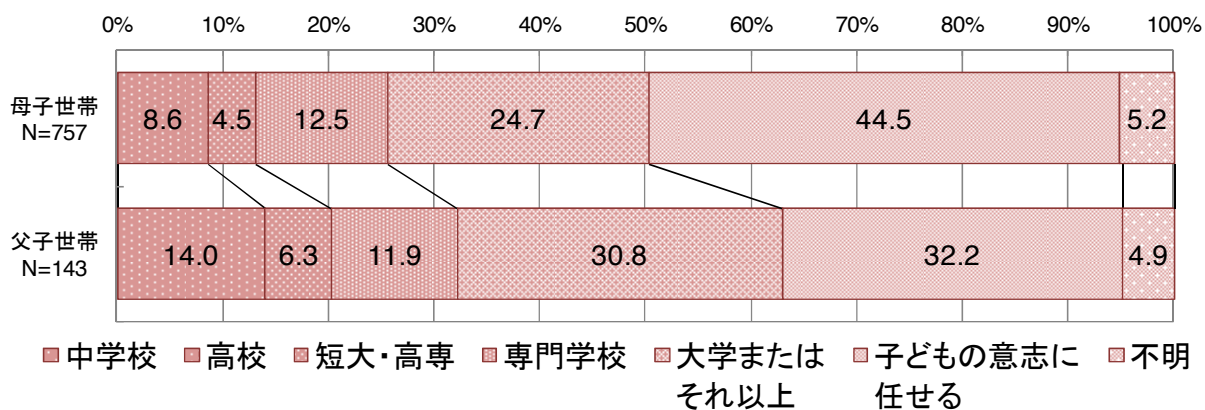
(2) 子育てに関して負担に感じること (MA)

母子世帯、父子世帯ともに「進学に係る費用」がそれぞれ 57.9%、58.7%で最も多く、次いで「塾代」が 25.0%、32.2%となっている。



(3) 希望する子どもの進学先 (SA)

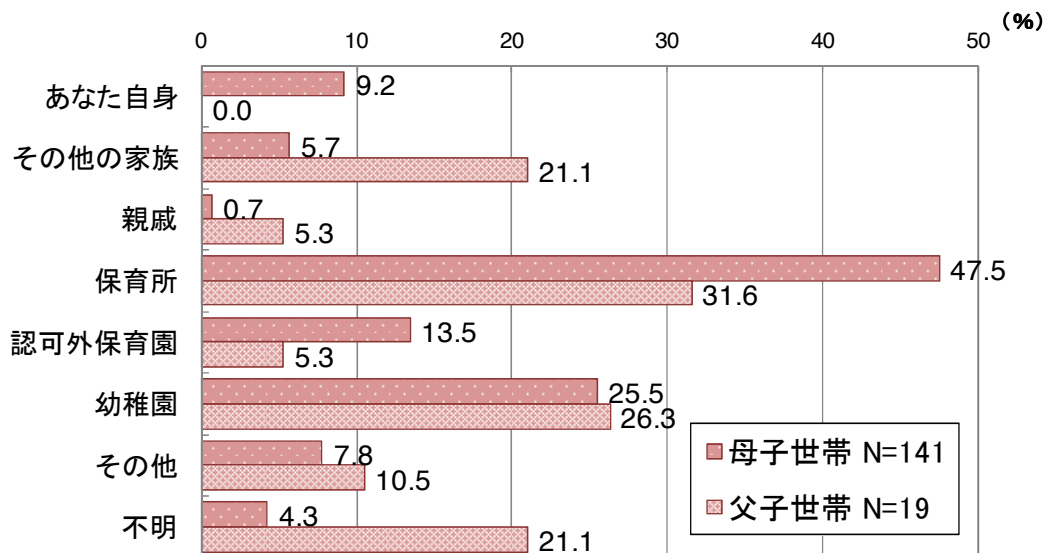
母子世帯、父子世帯ともに「子どもの意思に任せる」が 44.5%、32.2%で最も多く、次いで「大学またはそれ以上」が 24.7%、30.8%となっている。



(4) 日中や仕事中的お子さんの世話 (MA)

3.(3)で「就学前」と回答した人のみ

母子世帯、父子世帯ともに「保育所」がそれぞれ 47.5%、31.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が 25.5%、26.3%となっている。



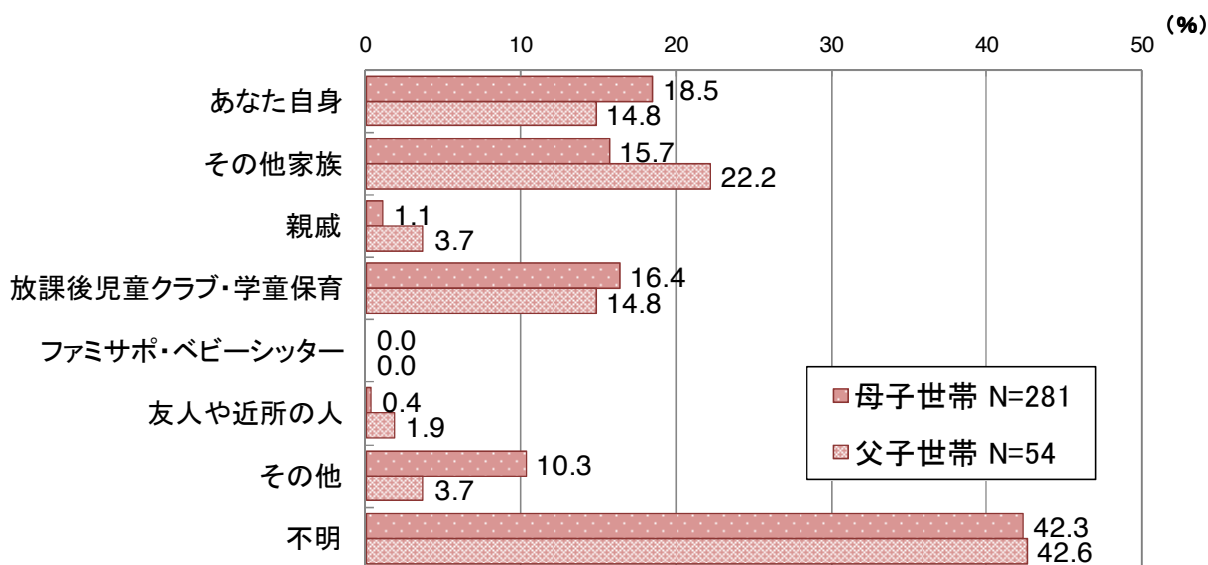
(5) 放課後のお子さんの世話 (MA)

3.(3)で「小学生」と回答した人のみ

(ただし、設問では「小学校低学年の養育しているお子さんがいる方」と聞いている)

母子世帯では、「あなた自身」が 18.5%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が 16.4%となっている。

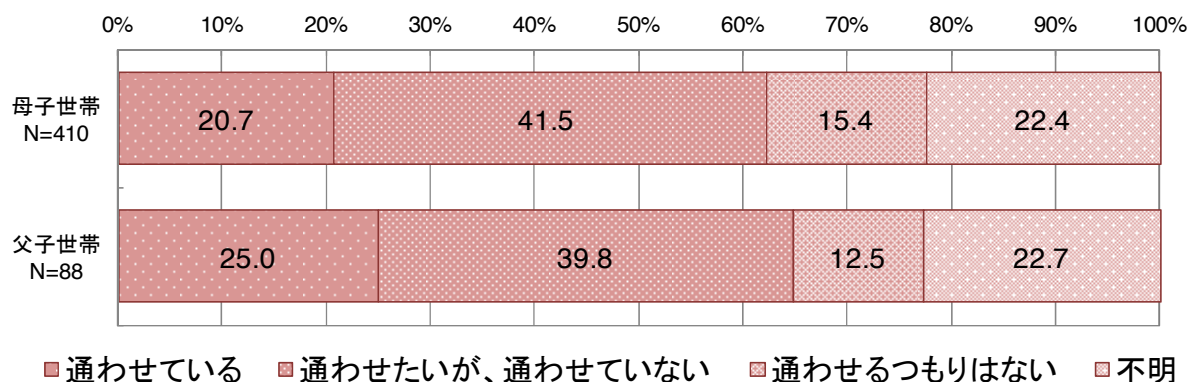
父子世帯では、「その他の家族」が 22.2%で最も多く、次いで「あなた自身」「放課後児童クラブ・学童保育」が 14.8%となっている。



(6) 子どもの通塾状況 (SA)

3.(3)で「中学生」～「無職・休職中」と回答した人のみ

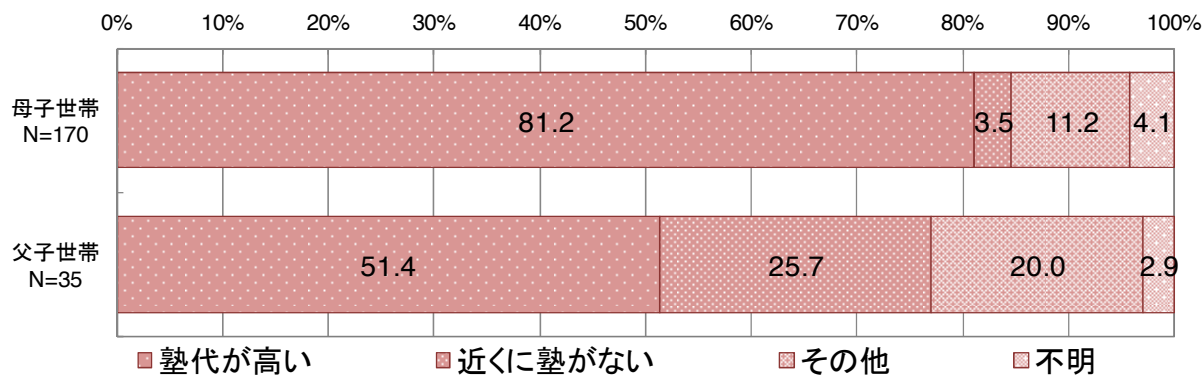
母子世帯、父子世帯ともに、「通わせたいが、通わせていない」が41.5%、39.8%で最も多くなっており、次いで「通わせている」がそれぞれ20.7%、25.0%となっている。



通塾していない理由 (SA)

(6)で「通わせたいが、通わせていない」を回答した人のみ

母子世帯、父子世帯ともに「塾代が高い」がそれぞれ81.2%、51.4%で最も多くなっている。



9. 福祉制度や行政機関への要望について

(1) 相談窓口・支援施設、支援事業の認知度や満足度 (SA)

【相談窓口や支援施設】

認知度や利用度でみると、「市町村窓口」「公共職業安定所(ハローワークなど)」が、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに上位に入っている。一方、「県母子寡婦連合会」「市町村母子寡婦福祉会」「児童相談所」は下位に入っている。

満足度でみると、「県母子寡婦連合会(母子福祉センター)」「市町村母子寡婦福祉会」「児童相談所」は上位に入っている。

(知っている)

	母子世帯 N=757	父子世帯 N=143	寡婦世帯 N=125
上位2位	市町村窓口 51.4%	市町村窓口 46.9%	市町村窓口 58.4%
	公共職業安定所(ハローワークなど) 49.8%	公共職業安定所(ハローワークなど) 33.6%	公共職業安定所(ハローワークなど) 53.6%
下位2位	市町村母子寡婦福祉会 36.3%	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 10.5%	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 31.2%
	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 35.3%	市町村母子寡婦福祉会 9.8%	児童相談所 30.4%

(利用した)

上位2位	公共職業安定所(ハローワークなど) 28.1%	市町村窓口 24.5%	公共職業安定所(ハローワークなど) 26.4%
	市町村窓口 20.7%	公共職業安定所(ハローワークなど) 12.6%	市町村窓口 22.4%
下位2位	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 6.2%	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 1.4%	民生委員・児童委員 5.6%
	児童相談所 4.5%	市町村母子寡婦福祉会 0%	児童相談所 2.4%

(利用したい)

上位2位	公共職業安定所(ハローワークなど) 12.4%	市町村窓口 12.6%	市町村窓口 10.4%
	市町村窓口 11.0%	福祉保健所・福祉事務所 6.3%	公共職業安定所(ハローワークなど) 8.0%
		児童相談所 6.3%	
		公共職業安定所(ハローワークなど) 6.3%	
下位2位	民生委員・児童委員 5.0%	民生委員・児童委員 5.6%	民生委員・児童委員 1.6%
	児童相談所 4.8%	市町村母子寡婦福祉会 5.6%	児童相談所 0.8%
		県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 5.6%	

(「利用した」と回答した人のうち「満足している」と回答した人の割合)

上位2位	市町村母子寡婦福祉会 29.1%	児童相談所 57.1%	児童相談所 66.7%
	児童相談所 23.5%	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 50.0%	県母子寡婦福祉連合会(母子福祉センター) 58.3%
下位2位	公共職業安定所(ハローワークなど) 20.2%	民生委員・児童委員 20.0%	福祉保健所・福祉事務所 35.7%
	市町村窓口 17.2%	市町村母子寡婦福祉会 -	公共職業安定所(ハローワークなど) 24.2%

【相談事業】

認知度や利用度でみると、「児童扶養手当」「医療費の助成制度」が、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに上位に入っている。一方、「高等技能訓練促進費」「自立支援プログラム策定（母子自立支援員）」は下位に入っている。満足度でみると、「高等技能訓練促進費」「自立支援プログラム策定（母子自立支援員）」は上位に入っている。

（知っている）

	母子世帯 N=757		父子世帯 N=143		寡婦世帯 N=125	
上位2位	児童扶養手当	55.2%	児童扶養手当	52.4%	児童扶養手当	46.4%
	医療費の助成制度	49.1%	医療費の助成制度	37.1%	医療費の助成制度	34.4%
下位2位	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	14.4%	母子生活支援施設(母子寮)	4.2%	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	11.2%
	高等技能訓練促進費	12.7%	母子・寡婦福祉資金貸付金	3.5%	高等技能訓練促進費	8.0%

（利用した）

上位2位	児童扶養手当	69.0%	児童扶養手当	65.0%	児童扶養手当	28.0%
	医療費の助成制度	58.3%	医療費の助成制度	49.0%	医療費の助成制度	20.8%
下位2位	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	0.8%	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	0%	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	0.8%
	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	0.7%	高等技能訓練促進費	0%	自立支援教育訓練給付金	0.8%
			自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	0%	高等技能訓練促進費	0.8%
			公営住宅優先入居・家賃減免	0%	母子生活支援施設(母子寮)	0.8%
			母子生活支援施設(母子寮)	0%	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	0.0%

（利用したい）

上位2位	公営住宅優先入居・家賃減免	26.0%	児童扶養手当	17.5%	就業支援講習会(介護、パソコンなど)	11.2%
	児童扶養手当	18.9%	医療費の助成制度	14.0%	母子・寡婦福祉資金貸付金	8.0%
下位2位	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	10.0%	母子・寡婦福祉資金貸付金	1.4%	養育費相談	0.8%
	母子生活支援施設(母子寮)	8.6%	母子生活支援施設(母子寮)	1.4%	母子生活支援施設(母子寮)	0.8%

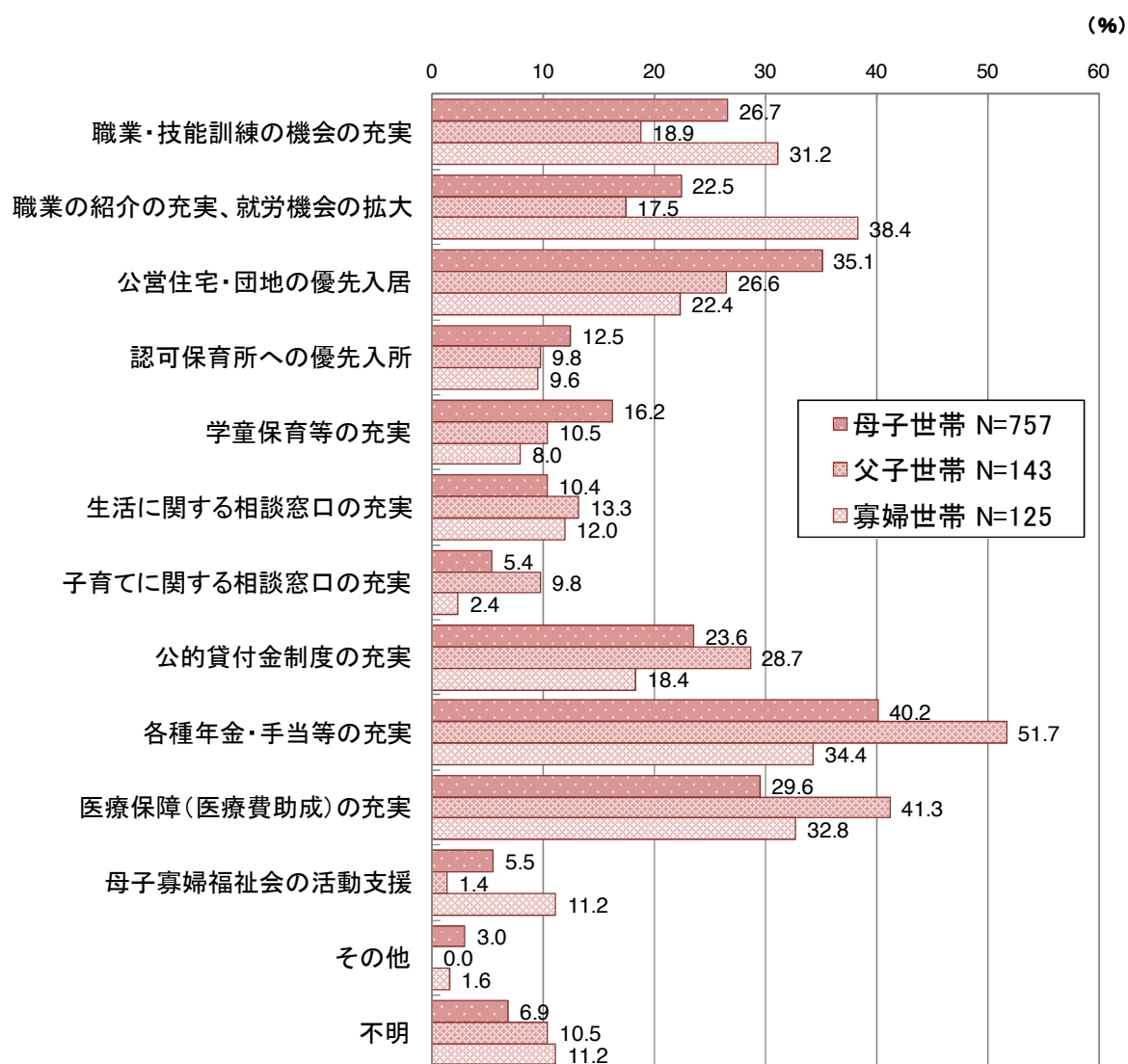
（「利用した」と回答した人のうち「満足している」と回答した人の割合）

上位2位	高等技能訓練促進費	54.5%	就業支援講習会(介護、パソコンなど)	100%	自立支援教育訓練給付金	100%
	母子生活支援施設(母子寮)	44.4%	児童扶養手当	37.6%	公営住宅優先入居・家賃減免	50.0%
下位2位	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	20.0%	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	-	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	0%
	日常生活支援事業(家庭生活支援員)	16.7%	高等技能訓練促進費	-	高等技能訓練促進費	0%
			自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	-	自立支援プログラム策定(母子自立支援員)	-
			公営住宅優先入居・家賃減免	-		
		母子生活支援施設(母子寮)	-			

(2) 国や県及び市町村等に特に要望したいこと (MA)

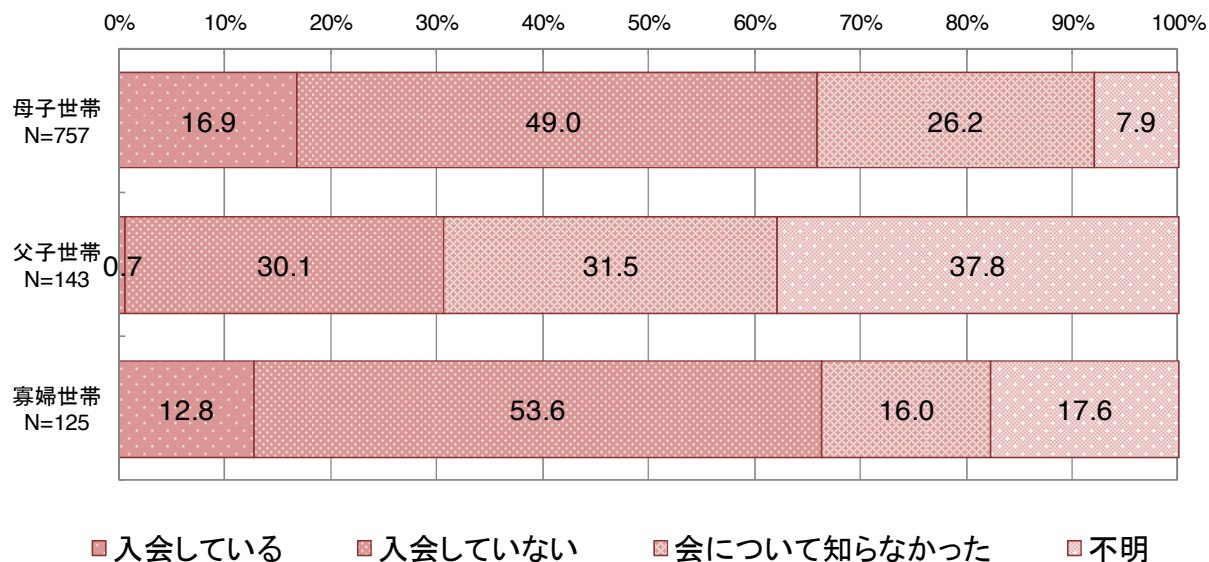
母子世帯、父子世帯ともに「各種年金・手当等の充実」が40.2%、51.7%、寡婦世帯では「職業の紹介の充実、就労機会の拡大」が38.4%で最も多くなっている。

次いで、母子世帯では「公営住宅・団地の優先入居」が35.1%、父子世帯では「医療保障（医療費助成の充実）」が41.3%、寡婦世帯では「各種年金・手当等の充実」が34.4%となっている。



(3) 母子寡婦福祉連合会(母子寡婦福祉会)への入会の有無 (SA)

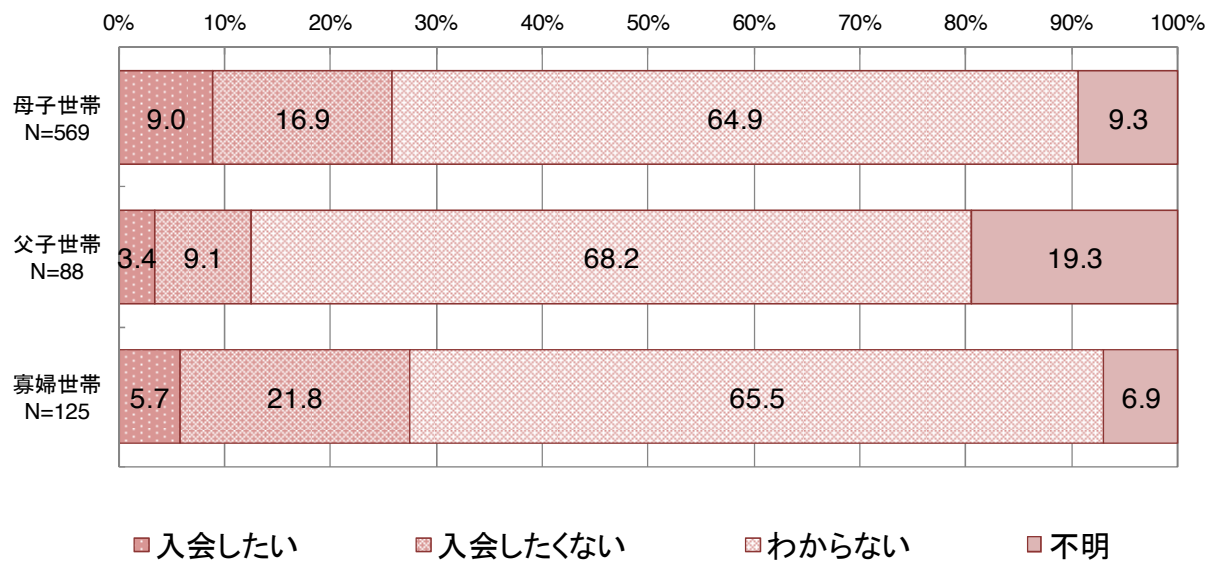
母子世帯、寡婦世帯では「入会していない」が49.0%、53.6%、父子世帯では「会について知らなかった」が31.5%で最も多くなっている。



(4) 今後の入会希望の有無 (SA)

(3)で「入会していない」「会について知らなかった」と回答した人のみ

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯ともに、「わからない」がそれぞれ64.9%、68.2%、65.5%で最も多くなっている。



概要版

沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書

平成26年3月31日

編集・発行 沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課
〒900-8570那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL：098-866-2174

調査委託 株式会社海邦総研
〒900-0015沖縄県那覇市久茂地3-29-62-3F